

広報いばせき

ルール紙・洗車タオルは組合へ

令和3年度第8号

廃タイヤ・廃バッテリー組合へ

令和4年3月30日発行

《令和3年度地下タンク撤去工事等補助事業(国庫債務負担行為分 予算4.8億円)》

本事業は、揮発油販売業者等が給油所閉鎖時における、地下タンク・配管を撤去する工事を行う場合、工事費用の一部を補助する事業です。受付期間中であっても予算消化時点で終了となります。(担当：佐竹)

申請受付期間	令和4年3月30日(水)～4月22日(金)(石油組合必着)
実績報告締切日	令和5年2月8日(水)(石油組合必着)
申請資格	○中小企業基本法第2条第1項に基づく中小企業等であって財務状況の厳しい者。 ○申請給油所の品確法に基づく登録失効日が申請の日から3年以内の者。
補助率	補助対象経費の2/3
補助金上限額	1,000万円(土壌浄化費用含む)／給油所

※詳細につきましては、全国石油協会のホームページをご覧ください。

《令和3年度地下タンク入替工事補助事業(国庫債務負担行為分 予算0.8億円)》

災害時における石油製品の安定供給体制の確保を目指すために、地下埋設物の入替工事(二重殻タンク・樹脂製配管等に入れ替える工事)を行う工事費の一部を補助する事業です。

なお、受付期間中であっても予算消化時点で終了となります。(担当：佐竹)

申請受付期間	令和4年3月30日(水)～4月22日(金)(石油組合必着)
実績報告締切日	令和5年2月8日(水)(石油組合必着)
申請資格	○災害発生時、給油所の損傷、従業員の負傷等により事業が困難な場合を除き、地域住民や被災者等に給油を行い、かつエネ庁に対し「災害時情報収集システム」により速やかに被害状況等の報告を行う一定の役割を果たすことができること。 ○エネ庁が実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ参加することができること。 ○直近3年間の財務状況及び今後8年間の長期経営計画書を提出し、事業継続可能性等について、審査委員会により認められたもの。 ○入替工事後の地下タンクの石油製品(廃油を除く)容量は、入替前より増加すること。
補助率	中小企業等(過疎地3/4、過疎地以外2/3)、非中小企業1/4
補助金上限額	2,000万円(土壌浄化費用含む)／給油所

※詳細につきましては、全国石油協会のホームページをご覧ください。

《2022度「環境保全・構造改善促進利子補給事業」に係る申請受付》

標記事業の申請受付を下記の通りと致します。「経営力向上計画」に係る認定申請や支援措置等の利用につきましては、全石連経営相談室(TEL:03-3593-5816 <http://www.zensekiren.or.jp/06contents02>)において、具体的なアドバイス等を行っておりますので、ご相談ください。

記

・受付期間：2022年4月1日～2023年3月7日(組合必着)

以上